

平成23年度第10回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成24年1月26日(木) 17時03分開会
17時55分閉会

◇ **開催の場所** 市立美術館地下会議室

◇ **出席委員**

委員長	窪 蘭 修	委員	津 曲 貞利
委員	高 島 まり子	委員	桃 木 野 聡
教育長	石 踊 政昭		

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

【報告事項(1)】

管理部長	秋 野 博 臣	教育部長	大 脇 友 治
総務課長	福 田 健 勇	学務課長	田 之 上 齊

【報告事項(1)以外の議案等】

管理部長	秋 野 博 臣	教育部長	大 脇 友 治
管理部参事(美術館副館長)	吉 永 真 一	総務課長	福 田 健 勇
施設課長	岩 切 正 己	市民スポーツ課長	内 山 薫
文化課長	児 玉 哲 朗	図書館長	岩 切 尚 子
学務課長	田 之 上 齊	学校教育課長	山 元 秀 隆
保健体育課長	松 ヶ 野 彰	青少年課長	平 幸 二
生涯学習課長	脇 黒 丸 陽 一	少年自然の家所長	寺 蘭 裕 之
中央学校給食センター所長	平 野 輝 久		

◇ **書記**

総務課主幹	豊 廣 正 志	総務課主事	米 丸 貴 子
-------	---------	-------	---------

◇ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 報告事項
 - (1) 平成23年度鹿児島市立小・中・高等学校教職員の業績等評価の結果について
- 6 議案
 - 定第60号議案 鹿児島市立学校施設照明設備使用料条例施行規則一部改正の件
- 7 報告事項
 - (2) 第13回「みどりの小道」環境日記コンテスト文部科学大臣奨励賞受賞について
 - (3) 教育委員会関係の主な行事について
- 8 その他

請願書「憲法第19条『思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。』憲法第20条2項『国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない』等々。
上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書」の事前配付
- 9 閉会

◇ 会議要旨

1 開会

委員長 ただ今から、平成23年度第10回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

委員長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

委員長 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。本日の会議録署名委員として、石踊教育長と私、窪菌を指名します。

委員 はい。

4 会議の公開等について

委員長 次に会議の非公開についてですが、本日の報告事項(1)平成23年度鹿児島市立小・中・高等学校教職員の業績等評価の結果については、人事に係る案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとし、審査順序を先に入れ替え、関係部課長のみ出席にして報告を受ける取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないので、それでは、そのように取り扱います。

5 報告事項

(1) 平成23年度市立小・中・高等学校教職員の業績等評価の結果について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

6 議案

定第60号議案 鹿児島市立学校施設照明設備使用料条例施行規則一部改正の件

原案可決

委員長 それでは議案の審査に入ります。定第60号議案について市民スポーツ課長、説明をお願いいたします。

市民スポーツ課長 議案つづりの1ページをご覧ください。定第60号議案 鹿児島市立学校施設照明設備使用料条例施行規則一部改正に関する件につきまして説明いたします。本件は、同規則を改正するにあたり、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を得ようとするものでございます。参照の2にありますように、規則第2条に、学校施設の照明設備の使用料は、学校施設証明設備使用料納入通知書兼領収証書により納入するものと

規定しているところがございます。2ページをご覧ください。規則の改正条文でございます。改正の理由は、本市の歳入科目の名称変更に伴い、様式の一部を変更するものでございます。3ページ以降がその様式の新旧対照表でございます。3ページの表の中ほど、年度のところに会計名、款、項、目、節、説明とありますが、この説明を細節と改めるものでございます。4ページから6ページまでも同様に改めるものです。なお、この様式の仕様は平成24年4月1日からとなります。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ただ今の説明について、何かご意見なりご質問はございませんか。

委員 説明と細節はどう違うのですか。

市民スポーツ課長 款、項というのは地方自治法に基づいており、節より下はそれぞれの自治体で決めるということで、今回の説明というのは節のさらに下になるのですが、これを全庁的に改めるものでございます。説明も細節も意味は一緒です。

委員 誰がこのように変えることを発案するのですか。

市民スポーツ課長 この度、鹿児島市で全庁的に財務端末を含むシステムの改修を行いましたので、その中で出てきたものです。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 それでは異議も無いようですので、定第60号議案は原案どおり決定することにいたします。

7 報告事項

(2) 第13回「みどりの小道」環境日記コンテスト文部科学大臣奨励賞受賞について

委員長 次に、報告事項(2)について学校教育課長、よろしくお願いいたします。

学校教育課長 それでは報告事項関係資料②をご覧ください。第13回「みどりの小道」環境日記コンテスト文部科学大臣奨励賞受賞についてご報告いたします。受賞者は草牟田小学校が文部科学大臣奨励賞を団体の部で、また、個人の部で草牟田小学校の児童1人が銀賞、4人が銅賞、9人が佳作を受賞しました。この「みどりの小道」環境日記は、子供たちが環境をテーマにした文章を書くことで、日頃から身近な地球環境について考え、皆で話し合い、行動することを目指す環境教育プロジェクトでございまして、財団法人グリーンクロスジャパンが主催し、環境省、文部科学省等が後援しております。書き込み式の「みどりの小道」環境日記に、子供たちが身近な環境に関心を持ったことや、環境保全活動の実践に取り組んでいることを12週間にわたって記入するもので、コンテストに応募された「みどりの小道」環境日記の実行実践力、継続性、学び取った

ことなどを総合的に審査し、表彰されたものでございます。全国で約6千人の応募があったということです。表彰式は昨年12月17日土曜日に東京で行われ、学校代表として校長、担当教諭、個人の部で受賞した児童等が参加いたしました。裏面に新聞記事がございますが、南日本新聞におきまして12月27日に掲載されたところでございます。

以上で報告を終わります。

委員長 ただ今の報告については、よろしいですか。

委員 はい。

委員長 それでは、この件につきましては報告を受けたこととします。



(3) 教育委員会関係の主な行事について

委員長 次に、報告事項(3)について生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 議案つづりの7ページをお願いいたします。教育委員会関係の主な行事でございますが、1月27日から2月5日にかけて、第20回生涯学習フェスティバルが開催されます。お手元にリーフレットをお配りしておりますが、男女共同参画フェスティバルと併せての開催になります。生涯学習関係では、2月3日に中央公民館で優良公民館表彰伝達式、料理研究家のコウケンテツさんによる講演などがございます。2月4日の土曜日はサンエールかごしまで、午前中は生涯学習に関するフォーラム、午後はシンガーソングライターの石田志芳さんによるトークコンサート「三つ子の魂 百までも」などがございます。2月5日の日曜日は中央公民館で公民館音楽祭が開かれます。14公民館の自主グループが演奏を披露いたします。お時間がありましたらぜひ足をお運び頂きたいと思っております。

以上でございます。

委員長 今の報告について、何かございませんか。

(なしの声)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

8 その他

委員長 それでは、その他に移ります。本日は請願の配布が予定されているようですが、事務局は説明をお願いします。

事務局 ここで、請願書をお配りさせていただきます。ただ今配布しました文書は、12月26日付けで受領したもので、この請願者からの請願を受けるのは2回目となります。前回は平成21年12月に受理し、22年2月の臨時会で審議を行い、不採択としております。この趣旨の文書は東京都や神奈川県、東京の港区といったところに4、5年前から頻繁に出されているようで、これらの各教育委員会会議で請願として取り扱われているということでした。鹿児島市教

育委員会会議規則には請願という項目の規定がございますので、請願という形での審議をお願いしたいと考えております。ちなみに鹿児島県内におきましては、鹿児島県のほか指宿市、霧島市などにも出されているとのことです。ご覧のように16ページにわたる文書ですので、本日はこの請願をお渡しいたしまして、次回の定例会で改めて審議をお願いしたいと考えております。簡単に説明いたしますと、請願者は福岡県にあります宗教法人 本門立正宗で、代表役員が中川晃荘という方です。請願の趣旨としましては、憲法第19条、憲法第20条に鑑みて公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的な人権回復への厳密な配慮を要求する請願書となっております。2ページを見ていただきますと、真ん中の記以下に請願の趣旨を記載してあります。①では、教科書の不採択を求めており、該当する教科書として4つあげてありますが、このうち、最後の東京書籍を鹿児島市では採択しております。②では、特定の宗教、ここではキリスト教を例にあげてありますが、その祭礼行事、例えばクリスマスカードの作成などを学校行事等で行うことをやめるよう求めているものようでございます。そのほかに添付資料として、本市で採択しております実際の教科書の関係部分の写し、関係法令の抜粋などをつけております。最後のページには、前回の請願に係る会議録の写しをつけてございます。持ち帰ってお目通しいただき、次回の定例会で請願の審議をしていただきたいと思いますと考えております。以上です。

委員 新垣勉の生い立ちが東京書籍の2年生英語に出てくるわけですね。

事務局 そうです。

委員 全盲の歌手で、紅白にも出た方ですね。請願者は何がいけないと言っているのですか。

事務局 教会や牧師が出てくるところではないかと思われれます。

委員長 いずれにせよ、委員の皆さんに読んでもらって次回審議をするということですね。

事務局 はい。次回、2月6日の定例会でお願いしたいと考えております。

管理部長 補足いたします。参考までに、前回の請願のときにどういった審査がなされたかということの説明いたしますと、大きく2点の理由から不採択としたということでございます。1点目は、私どもが採択した教科書は文部科学大臣の検定を受けた教科書であり、これを不採択にせよということは本教育委員会ではできない。どれを採択してもよい、検定済みの教科書の中から選んだものであるということです。2点目は、請願の中にいろいろ憲法論議が出てまいりますが、憲法の規定に基づいてどうこういうことは、教育委員会の範疇にないということです。憲法の規定に違反しているかどうかという審議をする権能を有さないということで、入り口論のところでは不採択にしております。

委員長 それでは、委員の皆さんは次回までに読んで考えをまとめておいてください。ほかにもございませんか。

事務局 2月は定例会、臨時会と2回の会議がございます。1回目は定例会で、2月6日月曜日17時15分から、教育総合センターでお願いします。以上です。

9 閉会

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 無いようですので、それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

【以上】